

第2回堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会

日 時：令和6年11月1日（木）10:00～

場 所：堺市総合福祉会館5階 研修室A・B

出席者：

【構成員】 大町委員、根本委員、丸山委員、山中委員（50音順）
（委員7名中4名出席）

【事務局】 子ども家庭課長、子ども家庭課課長補佐、
子ども家庭課家庭福祉係長、子ども家庭課家庭福祉係員

【オブザーバー】 ダイバーシティ企画課長

会議の公開：

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会開催要綱第6条に基づき公開するものとする。

議 事：計画案策定について

会議の内容：

○事務局 これ以降の進行は座長にお願いいたします。

○座長 それでは懇話会の進行を引き継ぎまして、早速議事に入らせていただきます。本日の議事は次第のとおり、堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画案に関する議事となっております。それでは早速ですが、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料に基づきまして、大きく3点ポイントを絞ってご説明差し上げたいと思います。1つ目が課題、2つ目が目標、3つ目が支援内容でございます。

まず4ページをご覧ください。課題に繋がる話でございますが、「表1相談件数年齢別」の相談件数の割合は、30代26.5%、40代27.4%という数値ですけれども、20代15.7%、18歳19歳1.0%というパーセンテージとなっております、30代、40代に比べまして割合が低い状況でございます。

続きまして5ページをご覧ください。「表4 支援件数」でございます。右側の「うち同行支援」は、女性相談員が同行している支援対象者について、庁内ですとか庁外で同行して支援する。つまりその間、区役所の子育て支援課の方には、その女性相談員は不在になるという状況がございます。堺市の女性相談員は、東区と美原区は各1名、その他の区役所は2名配置しておるところでございますが、東区と美原区は同行支援するとその間女性相談員はいない。例えば堺区とか2名配置している区役所でも、非勤日がございますので、1名の時に同行支援すると女性相談員がいないという状況がございます。その時に誰が残っているのかと言いますと、その上司にあたる相談係長でございますが、相談係長も女性相談員ほどの知識や経験を持っておるところではなく、つまりは女性相談員と同等の支援をすることができない状況があるというところがございます。

8ページをご覧ください。「(5) 支援対象者の声」というところがございます。この間、令和6年度に支援を受けた方へ意見聴取を実施しました。DVを受けた方ばかりですけれども、31人の方にご協力いただいた状況でございます。表の左側が「支援を受けて良かったこと」、右側が「こんな支援があればいいと思うこと」でございます。注目したいのがこんな支援があればいいと思うことというところでございます。4点ありますけれども、1つ目「些細なことでも相談できる窓口」であってほしいというお声がありました。もう1つ、4つ目「行政への相談の敷居を低くすること」ということで、この方は実際に支援には繋がりましたが、行政に相談することに心理的にハードルが高いと感じていたというお声ございました。このところが課題かと考えております。

続いて9ページをご覧ください。今までお話していたことを支援における課題ということで3点まとめております。三角1つ目でございます。女性相談員の支援を受けた方の意見聴取の中で、行政機関への相談は心理的にハードルが高いとの意見もあり、必要な方への支援に繋げるためにも、困難な問題を抱える全ての女性が気軽に相談できる環境を整備する必要があると認識しております。三角2つ目、相談者に占める年齢別割合を見ますと30代、40代の約27%と比べて、若年層（18歳～29歳）が約17%と低い状況にあると、この数値は堺市の年齢別人口割合、※18歳～69歳の女性に占める18歳～29歳の人口の割合は、19.5%。つまり、それと比べて17%は低い状況にあるという認識をしております。支援が必要な若年女性が相談できていない可能性があるという認識をしております。最後に三角3つ目、同行支援している間、女性相談員が不在になり、支援対象者から相談があっても、専門的な支援ができなくなる。相談の機会を逸しないためにも、女性相談員不在時に対応できる職員の育成が必要だと認識しております。

続いて 10 ページをご覧ください。課題に基づく基本目標を設定しました。基本目標 1「困難な問題を抱える全ての女性に安心して相談できる相手がいることを知ってもらい、不安を抱える支援対象者が相談につながりやすくなるようにします。」という状況でございます。目標値を下の表に書いております。「(1) 女性相談 (DV や離婚等女性が相談できる窓口) の認知度」は、現状 32.4%と書いておりますけれども、この女性相談の認知度は市政モニターアンケートで今後調査する予定でございます。代わりに少し古くなりますが、令和 2 年 7 月に調査しました「堺市配偶者暴力相談支援センター」の認知度 32.4%を参考値として掲載しております。その認知度の目標値 70%と同様にするというものでございます。基本目標 2 ですが、「支援が必要でも行政機関につながりにくい支援対象者 (特に若年女性等) を早期に把握し、適切な支援につなげます。」目標値は表の中ほどでございます。「若年層 (18 歳～29 歳) の相談件数」313 件の現状を 500 件にするという目標値でございます。目標値の根拠は「(2) 堺市の 30 代及び 40 代の女性人口に対する相談件数の割合が約 1%であることから、18 歳～29 歳の女性人口に対する相談件数の割合も約 1%にすることをめざす。」つまり、それが約 500 件であるというところでございます。基本目標 3 は、「女性相談員が不在の時であっても、全ての支援対象者にそれぞれの状況に応じた必要な支援ができる体制を構築します。」です。目標値「(3) 女性相談支援に携わる職員の初任者研修受講率」現状の 71%は、女性相談を含めた数値でございますが、その目標値を 100%、全員が受講できるようにすると。こちらの初任者研修は大阪府さんが実施しているものでございまして、この研修を皆受講するというところでございます。

ここで今日ご不在の委員さんからのご意見を共有させていただきたいと思います。

委員 D からは、デート DV の周知や支援が必要ではないかというご意見を頂戴しておりました。デート DV を受けている人達はやはり DV という認識がないのではないかと、いうところで、そういった方々が結婚してからの DV に繋がるのではないかと、いう認識を持っておられまして、デート DV に対する強化が必要というご意見がございました。

委員 E からは、後ほども触れますけれども、支援の中で記載しておりました配偶者暴力相談支援センターでの男性 DV 被害者への支援という点で、今回女性に関する法律が根拠となるので、他の委員のご意見にもよると思っておりますけれども、男性被害者の支援というところは除いてもいいのかなというご意見があったところでございます。

最後に 11 ページをご覧ください。大きく 3 つ目になります、支援の内容でございます。これにつきましては、前回の懇話会の議論などを踏まえた形で追記や修正をしているところでございます。ポイントだけ絞ってご説明します。

まず、「(1) 支援対象者の早期の把握」ということで、主な取組内容の中ほどの「デート DV の周知」を強化していきたい。他には、「SNS を活用した若年層への周知」、「高校や大学等と連携した若年層への周知」、「民生委員と連携した高齢層へ

の周知」、最後は母子生活支援施設。堺市内唯一の母子生活支援施設に既に大変お世話になってはいますが、地域に根差した施設であるという認識がございますので、施設との連携を強化してまいりたいと考えているところでございます。

12 ページをご覧ください。(3) の 3 つ目「女性相談員を中心とした庁内関係部署」ということで、高齢者、障害者、生活困窮者当の連携と記載しております。前回も障害者の方への支援というところで議論があったかと思っておりますので、庁内連携という形で障害者の方への支援ということを明記しております。中ほどにあります「男性の DV 被害者への支援（配偶者暴力相談支援センター）」、この点につきましては、今日の議論を踏まえまして、削除するのかを考えていきたいと思っております。その下、前回も議論があったかと思いますが、「ボランティア通訳等を活用した外国人支援」というところで、やはり人を介した通訳さんが支援の現場では必要という認識を持っておりますので強化してまいりたいと考えております。さらに下、「子育て支援課職員（女性相談員以外）への研修の実施」をして、目標達成に資してまいりたいと考えております。

その他、大きく修正しているところはございません。なお、今現在、堺市役所内でこの計画に対する全庁的な照会をかけております。意見があればということで今募っているところです。つきましては内容を精査し、修正等が生じる場合は、委員の先生方に、また諮らせていただきたいと考えております。私からの説明以上でございます。

○座長 ご説明ありがとうございました。それでは早速ですが、ただいまの説明について委員の皆様方からご意見やご質問がありましたら、どんどん出していただきたいと思っております。どこからでもいいということで行きましょうか？いかがでしょうか？

はい、それでは最初に委員 A、そして委員 B をお願いします。

○委員 A 前回いただいた骨子案を見せていただいて、いろいろ書いていたのですが、今新しく作っていただいたものも見ていった中で、少し言ってもいいでしょうか？まず基本的な考え方というところですが、困難な問題を抱える女性の意思の尊重というところをどう考えているのか、こちらが正しいと思うのではなくて、女性の意思を尊重してほしいというところを少しお願いしたいと思っております。

それから、民間団体との連携というところですが、民間の NPO とか研修、検討委員会など、現場の声をもう少し反映したらどうかと思います。一番よく知っているのがその人達だと思うので、その辺をお願いしたいと思っております。

それから支援の内容のところですけど、ずっと支援を受けていて、今度独り立ちする時の住まいの確保支援と言いますか、そのところを少し言っていただくと安心できるのかなと思いますので、それは様々な分野で必要な人に必要な情報サービスなどを届けるという意味で、この辺もお願いしたいと思います。

それから5番目の被害回復支援のところですけど、心身の健康の回復だけではなく、本人の特性ということで、療育手帳などをお持ちの方で行政手続きもままならないということもありますので、この辺も少し気を付けていただけたらと思います。

連携については、前回から変わっていましたので。それから自立支援のところですけど、自立支援に向けてトラウマによる影響でということが確かにありますので、この辺もよろしくお願いしたいと思います。

以上、気が付いたところだけですが、よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。事務局よろしいでしょうか？これらについて、もし他の委員からご意見等があれば、まずはそこをやってから委員Bに移ってもよろしいでしょうか？

○事務局 はい。

○座長 確かに、例えば住居の支援であるとか、自立支援のトラウマのところとか、確かにそこ入っていないですね。なので、それはよろしくお願いできたらという同じ思いですね。

5番の被害回復支援ということですけど、つまりは暴力被害者等に関してのものだけではなく、もともと障害がおありになる方の支援というのをどこかに書き加えてほしいということでよろしいでしょうか？ここの被害回復支援のところ、つまり障害のある方で被害回復が大変になるということもあると思いますけれど。

○委員A それにまた巻き込まれる方があると思うので。ちょっと言葉が足りませんでした。すみません。よくSNSなんかで出ているように、それによって被害が大きくなるということも加えてもらいたいと思います。

○座長 わかりました。それでさらにその障害がある方に関してだと、諸手続きに対しての同行支援というような、手厚い対応が必要だというようなことですね。そして一番初めにおっしゃったのが女性の意思の尊重という事柄について、もう少しはっきり書き加えてほしい。それは場所で言うと、基本的な第1章のあたりになりますかね？第1章の第1パラグラフぐらいなのか、もう少し明確にというご意見でしたが、この点について他の委員はいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは委員Bからも手が挙がっていたと思うので、お願いします。

○委員B 本日配布していただいた基本計画のところで質問させていただきたいです。

4ページから行きます。真ん中の表2です。「配偶者等からの暴力」を受けておられる方の数が入っていきまして、「離婚問題」というところもありますけれど、暴力があって離婚したいという方もいらっしゃると思いますが、「離婚問題」のところは暴力がないということではなかったのでしょうか？というところが1点目。

あと表記の仕方ですけど、真ん中辺に「その他」という文言がありますけど、それは一番端の方が良いのかなと個人的にちょっと思いました。

それから2点目です。表3のところで、「来所」、「電話」、「その他」とありますが、「電話」のところには夜間の電話相談も入っているのかというところをお聞きしたいです。

それから7ページです。一番上の証明書の発行というところで、「DV証明書」という文言がありますけれども、正式名称は『配偶者からの暴力被害者等の保護に関する証明書』です。DV証明がDV相談を受けたという証明書であればわかるのですが、「DV証明書」だとDVがあったという証明書に受け取られてしまうところが、ちょっとどうなのかなというのがあります。

それから9ページです。一番上のところで「心理的にハードルが高い」という意見があるとか窓口の敷居が高いであるとかいう文言が随所にあると思うのですが、それをどのように敷居を低くするのだとか、どのようにハードルを下げていくのだとか、そういった具体的な文言があった方が、わかりやすいのかなというのと思いました。

次に10ページです。基本目標の2番目、「行政機関につながりにくい支援対象者（特に若年女性等）を早期に把握し、適切な支援につなげます。」というところをどのように適切にキャッチするのか？

それから 11 ページ目です。1 番の下近くのところ、「母子生活支援施設の連携と強化」というのは、私たちの施設のことを指していただいている認識で良かったのかどうか。

それと 2 番目の「居場所の提供」のところで、「緊急避難できる一時避難所の確保」と一時保護所との違い。

それから 12 ページの 3 番の真ん中辺に「時間外電話相談窓口の開設」となっているのですが、新しくまた開設するのか？ということの良いのか？

その下の「男性の DV 被害者への支援」というところは、私も今ここに載せるのかな？というのは、これを拝見していて思っていました。

それから 13 ページ目。被害回復支援のところですけども、先ほどのお話の中でもありましたが、障害をお持ちの方という文言もここにも必要なのかなという風には感じます。

一番上の三角のところの「心理ケア事業の実施」というところが今もあるのかが私もわからないので、市民の方はもっとわからないのかなという風には思いました。

はい、たくさんすみません。これで以上です。

○座長 ありがとうございます。答えていただくのですけれども、もし委員の方で重なっている、同じ思いだったとかがありましたら、その辺をまず伺っておこうかと思えますけれども、よろしいでしょうか？大丈夫でしょうか？確かにちょっと文言が不明瞭というか、不明確なところもあったかなと思いますので、一つ一つ確認をして行きましょうか？

最初に 4 ページ目の表 2 の「離婚問題」の話からでしたでしょうかね。

○事務局 はい。4 ページから参ります。「表 2 相談件数（主訴別）」でございます。こちらは一番大きな主訴として、ご本人さんにとっての最も大きな主訴でとっております。なので、ご本人さんが「配偶者等からの暴力」が一番大きな主訴であるということであれば、その件数をこの表の「配偶者等からの暴力」に入れているところでございます。なので、「離婚問題」の中にも、配偶者等から暴力を受けておられる方はいる場合があります。

次「その他」を真ん中に持ってきているところですが、こちらの方は右の端に移したいと思いました。

表3の「電話」に夜間の電話の件数が入っているのかですけれども、現状この表には入っていないので、そのあたりもう一度中で検討します。

続きまして7ページでございます。7ページの「DV証明書」を正式な名称、あるいはわかりやすい名称に修正します。ありがとうございます。

次が9ページでございます。「支援における課題」の9ページですけれども、「行政機関への相談は心理的にハードルが高い」ということで、下げる方法を具体的に記載すべきとのご意見。こちらは今即答できず、すみません。持ち帰って検討します。ありがとうございます。

次が10ページでございます。「基本目標2 支援が必要でも行政機関につながりにくい支援対象者を早期に把握し、適切な支援につなげます。」というところ、確かに11ページ以降から続く「支援の方針及び内容」の中で若年層に対する周知等については、具体的には書いてない。例えば12ページの「(3) 適切な相談支援」の一番下の三角、「SNS等を活用した相談支援」というところで自宅にいながらでも携帯等で相談できるような体制を支援として目指したいと思っているところでございます。

○事務局 9ページのどうやって敷居を低くするかを具体的にという件で検討をしたいと思っておりますけれども、具体的な方法としては、11ページの「(1) 支援対象者の早期の把握」というところでも、いろいろと「デートDVの周知」とか「SNSを活用した若年層への周知」とか、「高校や大学等と連携した若年層への周知」ですとか、そういったところの周知というところも若年層に向けての周知の強化ということではありますけれども、これも一つつながりやすい取り組みになるのかなと考えてございます。それ以外にも心理的なハードルを低くするために、相談窓口があるということをとにかく知ってもらって、「相談してもいいよ」というところを広めていくというのを考えてございます。

○事務局 続きまして11ページでございます。「母子生活支援施設の連携強化」というところで、こちらは早期の把握というところでございますので堺市内の母子生活支援施設さんをイメージしております。

同じく11ページの「(2) 居場所の提供」ですね。1つ目「緊急避難できる一時避難所の確保」は、いわゆる大阪府さんが実施しておられる一時保護所とはまた別という認識でございます。先ほどもご指摘のありました通り、今やっていることと今後やることがちょっと分かりづらいいかなという話がありますが、確かにその通りでございます。こちらは今、実際、委託で大変お世話になっているサポートハウスをイメージして書かせていただきました。違うものでございます。

12 ページの真ん中「時間外電話相談窓口の開設」、これは新規なのかという話ですが、けれども、現状あるものを書かせていただきました。

「男性のDV被害者の支援」は、委員Bさんも違和感があったということで、ありがとうございました。

次が13ページでございます。「(5)被害者回復支援」1つ目の三角の「暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施」ですが、これもわかりづらくてすみません。既に実施しております。委託でさせていただいているもので実際にございます。

続いて委員Aさんからのご意見、前後しまして申し訳ございません。まず1つ目が1ページの第1章のところに、支援対象者の方の意思の尊重というところをしっかりと明記した方が良いのではないかとというところで、こちらもち帰って検討させていただきます。ありがとうございます。

もう1つが、第1章の部分ではないですけど、現場の声、NPOさんとか、そういったところもう少し記載した方が良いのではないかとというところで、こちらの方も検討させていただきます。ありがとうございます。

もう1点が住まいの確保というところ。やはり大事な部分ということで我々も認識しておりますので、こちらもち帰って検討させていただきます。ありがとうございます。

あとは本人の特性。例えば療育手帳をお持ちの方ということで、この方の被害が大きくなる可能性があるというところ。こちらもち帰った表現、どういったところに落とし込むのがいいかというのを検討させていただきます。ありがとうございます。

最後ですかね。自立支援のところ、トラウマをお持ちの方に対するところもしっかり書いた方が良いのではないかとというご意見を頂戴したところだと思います。ありがとうございます。こちらもち帰させていただきます。

以上で網羅しておりますでしょうか？両委員、よろしいですか？はい、ありがとうございます。

○事務局 すみません、委員Aからご意見いただいた女性の意思の尊重について、第1章「1 策定の背景と趣旨」のあたりに当事者、女性の意思を尊重して支援をするのかというところが書けてなかったというところ申し訳なかったです。文章のつながりを考えながら、適切な日本語を入れていきたいと思っています。

○座長 よろしいでしょうか。今の質問のところに関連して、もし委員からさらに何か意見があればどうぞ。

○委員C 住まいの確保ということですが、本当に今、うちでもそれがすごく課題で。若年、それも20歳以下だとなかなか貸してくれない現状があります。なので、それを文字にするのは簡単なのだけれども、実際、それを誰がどうするのだ？これを女性相談員が全部を担うのかというところはちょっと違和感があります。

今、20歳以下の人達がうちにいますけれども、グリ下とか立ちんぼさんがいらっしやって、話を聞いていたらすごくサバイバルな生き方をしてきたなと思う方が、居所を定めて生活ができるかと言ったら、やっぱり誰とも疎遠だし、大人を信用していないし、そんな中で携帯代を滞納していたり、本当にブラックで何も借りられなかったりと、条件がすごく悪い場合の住まいの確保というのは、多分、女性相談員さんがいる子育て支援課だけでは絶対に担えないので、堺市さん全域を上げて、例えば市営住宅をステップハウスとして借り上げるとか、そういうことをしてまず一人で生活するにはどうすることが必要なのかという練習の場にしていただいたら、彼女達もここが失敗しても次に他の方法があると思える。彼女達は常に保険を考えながら生きている部分もあるので、そこはちょっとご検討いただけたらなという風には思います。

○座長 現場からの非常に貴重なご意見ありがとうございました。

住居支援について私からも。今、住居支援っていう文言があるぐらい、女性の支援だけではなくて、障害者も住宅を見つけにくい。例えばシングルマザー自体が住まいを見つけにくいというような状態で、この住居を見つける支援というコンセプトがあるぐらいですね。なので、これに関して言うと女性のところだけではなくて、他部署もこういうことについて考えなきゃいけない危惧があるということが1つ。

それともう1つ、本当に具体的に言うと、委員Cがおっしゃったように、他市などでは市営住宅の有効利用とか、そういうものを発想されているところがあるので、今例に出たような、10代の方と市営住宅を具体的にどうなんっていうのはあるけれど、チョイスの1つとして考えていただけたらという気はいたします。実際に尼崎市などではそういう動きはあるので。

それから、これは居住支援とつながっているのだけど、不動産屋さんの中にもそういう住まいを見つけにくい方を支援する不動産屋さんの動きがあるようです。実際、そういう方がいる市もあるので、それを今、堺市でどうかというのはあるけれど、そういう動きもあるということも情報としてお伝えしておきたいかなと思います。緩やかな不動産屋さんのネットワークがあると聞いています。

○事務局 ありがとうございます。住居支援、大変大きな課題ということで認識しております。今ご指摘ございましたように、女性だけでなく、障害者とか高齢の方なんかもそうなのかもしれません。住宅の部局とも連携してどういう風なことができるのかを検討したいと思っております。

○座長 今出た質問のところで他に何かありますか？どうでしょう？

私から1つ。9ページ、委員Bからもあった、若年層にどのようにして相談支援の敷居を低くするのかということですが、確かに若年層にとって何が一番身近なツールかと言ったらSNSになると思うのですが、例えば他市さんなんかだと、ここの部署、もしくは別の部署で、学校に対してデートDVに関しての教育プログラム持って行くようなことをやってらっしゃるところがあるのですが、それは市役所が直にやるというよりも、NPOでそういうことをやってらっしゃる方を、市役所が契約なり何なりされて、手を挙げてくれた中学校とかに授業を1コマ分ぐらい持って行くというようにかなと思うのです。そこでデートDVの話をする中で、堺市にはこういう相談窓口が各区にあるよという情報が少しでも入れば、中学生のレベルで「ふーん」と思ってくれたら、記憶のどこかに残っていてくれたら、相談行動につながるのではないかなと思うので、説明が長くなりましたけど、SNS以外の周知の仕方についてはいかがなのかなというところでございます。

○事務局 ありがとうございます。すみません、ここに書ききれていませんでしたが、堺市では教育委員会で中学3年生及び高校3年生の担当教員を中心に、デートDV防止研修を年2回実施していると聞いております。令和5年度は45人の参加があり、約97%が理解できたと回答したということで聞いております。これだけで足りているのかという議論も当然ありますけれども、現状そういった取組はしているところでございます。

○委員A 堺市さん、デートDVは、依頼のあった学校に『アウェア』から行っていると思いますけれども、連絡入っていませんか？

○オブザーバー ダイバーシティ企画課におきまして、小中学校、高校、大学、専門学校、学生の皆さんを対象に、専門知識を持たれている、先ほど委員Aからもお話がありました、『アウェア』等から専門の職員を派遣していただき、デートDVの予防出張セ

ミナーという形で実施をさせていただいております。先ほどお話しいただいたように、相談窓口につながるような形で、より効果的な啓発等を進めていきますので、よろしくお願いします。

○委員C 今うちでやっている取組をご紹介させていただきたいのですが、今年度、包括的性教育ということで、弁護士さんや婦人科の先生に来ていただいたり、あと、『オフィスドーナツトーク』という思春期の学生さん向けに教える先生に来ていただいて、性教育をしていただいたりという取組を行っています。職員、利用者さん、希望の方が全員参加するという形で、円卓になって、みんなでワイワイガヤガヤと。それを実際して思うことは、参加者は20代～50代ぐらい年齢層はさまざまですが、「恋人になったら断ったらいけないってずっと思っていた」という40代の方がいらっしゃったりしました。意外と30代、40代でもずっとそういう風に思っていたという方が数多くいらちゃって、ということは、遡ったらやっぱり学生さんにそれができる方が良いのではないかと考えています。

そこも『デートDVチェッカー』というものがあって、これがすごく良くて、新山先生が来ていただいた時に、「ノーと言うためにはどうしたらいいだろう？」、「同意って何だろう？」という説明の後に、ゴムの付け方とか外し方とか、避妊の正しい知識と、最後にこの『デートDVチェッカー』で若い方や、お子さんのいらっしゃるお母さん達もこれを見ながらチェックしてあげてくださいという形で話がありました。これがすごく良くて、また今月実施する予定になっています。

なので、やっぱり10代の子達もやっぱりお母さんとか親を見ていたら、「断ったらあかんねや」とか、そういう風に思ってしまうと思うので、ぜひ先生だけではなくて、学生さんに向けてもできる何かを堺市さんでしていただけたらありがたいと思います。

で、この会議の後、先生の周りにいろんな利用者さんがすごく群がって「子どもが今十何歳なんだけど、この子にはどう伝えていったらいいですか？」とか、やっぱりお母さん方もすごく興味が湧くというか、「実は性教育についてずっと気になっていて、どういう風に説明していったらいいだろう」とか、「母子家庭になるし、男の子にどういう風に伝えていったらいいだろう」とか、そこから真につながるということもたくさんあるのかなと思うので、それをぜひ堺市さんでやっていただけたらありがたいと思います。

○座長 本当にありがとうございました。堺市さん、事務局側いかがでしょうか？

○事務局 ありがとうございます。非常にいいなと思いましたので、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○座長 この計画の中で言ったら、多分4章の「(1)の支援対象者の早期の把握」の中に「高校や大学等と連携した若年層への周知」というところがあるので、ここと絡めて何かがということですよ。

本当に教育の方では今、世界的にユネスコとかWHOが勧めている包括的性教育というものがあって、その一環でデートDVが位置づけられているところがあって、さっきの『デートDVチェッカー』は結構広まっていますよね。なので、そういうものが堺市内の中学生や高校生、大学生に触れてもらう機会があったらいいかなというのはすごく思うところではあります。

1つだけ戻っていいですか？すみません。先ほど『アウェア』のお話があって、ダイバーシティ企画課が『アウェア』の方々と一緒に、そういうことをやっていらっしゃるというのがとても心強いと思いました。そこに女性支援の具体的な窓口の情報がしっかり乗るとというのが大事かなと思っています。お役所の管轄からいくと、人権の方と子ども家庭の方とかありますけど、それらが総括されて情報が届けられることで多分、今日話聞いた事柄についてもし何かあったら「ああ、こんなところに窓口があるんだ」という風になっていくことが大事かなと思ったので、一緒に統括していただくということが大事かなと思った次第です。

○オブザーバー すみません。先ほどのデートDVの予防出張セミナーの部分で、性暴力につきましても、同じような形で啓発活動させていただいておりますので、もちろん今後も、子ども家庭課等と連携させていただきながら、取組を進めてまいりたいと思っています。

○座長 ありがとうございます。心強いです。委員Bから出た質問のところで、それぞれのご意見がありましたけれど、ここで先ほどから課題になっている男性被害者についてどう記述するか、皆様方からご意見を聞いておきましょうか。ところとしては、12ページの「(3)適切な相談支援」の三角のところに、「男性のDV被害者への支援」この文言を入れるかどうかについてですけれども、委員Bは、ここはもう入れなくて良いのではないかとのご意見でしたが、いいですか？

○委員C　すみません、堺市さんはDVの基本計画を作っていらっしゃるのですよね？そこに入れたら良いのではないかなという風には私も思いました。

○委員A　同じ意見です。困難な女性ということで、男性も同じことですが、できればそちらの方でね。男性支援の方は私もそう思いました。

○座長　私も同じでして、男性の被害者ということに対して目を向けてないということではなくて、これはDVの基本計画にはっきり明記されていることであるということ、今回は困難な女性ということで、法律にある対象者の定義も困難な問題を抱える女性という書き方になっていますので、ここには書かなくていいのではないかなと思います。

この件についてよろしいでしょうか？委員A、委員Bのご質問のところについて、他の委員等からよろしいですか？

そしたら、委員C、まだご質問ご意見を伺ってなかったの。

○委員C　お伺いさせていただきたいのですが、この4ページの相談件数の「その他」というのは、具体的にどういう主訴ですか？

○事務局　統計でここに拾えない被害があった場合です。どこにも当てはまらないという相談。

○委員C　そのどこにも当てはまらない相談で保護される場合もあったということですかね？意外と割合、件数が多くて、「その他」はすごく幅広いのかなと思ってしまって。DVであるとか、暴力被害は、結構法律的に適用されているものがありますけど、「売春問題」、「帰宅先なし」、「住居問題」は、「その他」がどうなのかなっていうところがあるのですが、「経済問題」とかそこがうちに入所している人とか結構困難で。そういう人には複合的な課題が本当にたくさん絡み合っていて、なかなか1本1本絡めた糸を取るような形で長期化してしまうというのがあります。だから「その他」というのも、そういう大変な事案とかもあるのかなというところが気になったのですけど。

○事務局 「その他」というのは、先ほど少し申し上げたここの項目に当てはまらない方でございまして、例えば「しんどいんやけど話聞いてほしい」とか、そういった電話でのお問い合わせ等もあります。明確に「その他」がこれとこれですという明言は今すぐできない状況ではございます。すみません。

○座長 このことについてですけれども、「その他」には、例えば就労問題が目前に出ていたら、これを「経済問題」とかにはしにくかったりするのですかね？あとは、親子関係みたいな感じですかね？「離婚問題」ではないけど、夫婦関係みたいなものも入るのでしょうか？国の報告と関連して、こういう分類になっているのかわからないですけど、いずれにしても「その他」はそれなりに多いので、「その他」自体は少し中を精査してご覧になってみたら、どういう独立項目が出てくるかということがあるかなと思います。ここの表記の仕方はお一人に対して主訴1でカウントされているのですよね？複数回答ではないのですよね？なので、今からカウントの取り方を変えるのは大変ですけど、もしかしたら実態を把握するのに複数回答で、この人に当てはまっている問題が何なのかがわかっていくと全体像が見えやすいのかもしれないと思うのですけどね。

○事務局 「その他」ですけれども、例えば「人間関係でしんどい」ですとか、「子どものことで相談したい」ですとか、そういった内容になっております。この「その他」の表記が果たしてこれでいいのかどうか、検討させていただきます。

○委員C いいですか？敷居が高いというお話がありましたが、アフターケアで支援している方が役所に行くのが不安だということで私も同行支援をすることがあって、その中で子育て支援課さんは頑張っていると思うのだけでも、例えば市民の方がよく行かれるのは、市民課であったり、保険年金課であったり、税関係かと思うのですが、ご本人さんだけで行くと結構冷ややかな対応で、「あなた誰ですか？」と聞かれて私が名乗ると、急に態度が変わるみたいなことを実際に何回も経験しています。なので、子育て支援課がどうのではなくて、やっぱり敷居の高さを作っているのは市民の方が触れ合うところの窓口の皆さんが、「どうされましたか？」という気持ちで接していただくことが、敷居が低くなる一つのステップなのかなという風に今日話を聞いていて思っていました。

あと、「支援の方針及び内容」の中で確認したいのですが、1番で学校とか教育委員会と連携もすることはわかったのですけれども、3番の「適切な相談支援」の取組内容で、これを文字通り実行できたら、本当に言うことないなと思います。1回目

の懇話会でも挙げさせていただいたと思うのですが、実際に現実問題として、今の女性相談員さんの力量に差がありすぎる。女性相談ってというのが、高齢・障害すべてを網羅しないといけないのにも関わらず、「高齢虐待で取るから私関係ないです」とか、そういう区も実際ありました。そうすると私たちは、「いやいや、この人はこういう状況で一応DVなんだけどね」とか、そういったことの説明に時間を要して長期化するという事象もありました。なので、女性相談員さんの正しい知識というところもすごく大事になってくると思うのですが、ただ女性相談員さんも大変だろうなとも思います。同行支援は、かなり時間が拘束されますし、これを女性相談員さんだけが担うのかな？担えるのかな？それ以外にやることもたくさんあるだろうし、関係調整とかもあるでしょうし、それらを本当に女性相談員さんが所属する部署だけで担えることなのだろうかというところは率直に感じています。

今、携帯電話の問題があって、安全に使える方法を検討している真最中なのですが、携帯電話のGPSをオフするのに、相談に来た役所ではないところで落とすということもきっとあるでしょうし、そうなったらそこでまた同行支援が入ったりするので、一人の避難に何回も同行しないといけないということが、実際私たちもあるので、女性相談員さんもあるだろうなと思います。人数増やすというのは良いことかと思うのですが、ただやっぱり力量の問題がある。そこもどうすればスキルアップするのかというところを考えると、やっぱりSVをつける。昔いらっしゃった女性相談員さんから私も教えられたのですが、面接技術も本当に素晴らしいですし、関係調整もすごく迅速ですし、タイミング、先を見通して今を支援するというやり方っていいのかな？それは実際に支援をして行く中で身につくものなので、常にSVできる環境を作っていただきたいなという風には適切な相談支援の中の文言を見て思っていました。なので、「子育て支援課職員への研修の実施」は、研修の中身が大事になってくるのかなと思っています。

「SNS等を活用した相談支援」は、うち去年の取組で、SNSで困難な女性を支援ができたと思ってやってみたのですが、福祉臭を出すとみんな逃げていくので、そのあたりがすごく大変だろうなというふうには実感して思っています。

あと、4番の「一時保護」の主な取組内容で、「一時保護中の携帯電話や外出の制限は必要最小限とすることの丁寧な説明」というのが、どういうことをおっしゃっているのかがわからなかったもので、教えていただいていいですか？

○事務局 はい、支援対象者の中には、一時保護イコール携帯電話は全く使えないという認識を持っている方がいらっしゃるという認識がございますので、そうではないと。例えば、究極携帯電話を買い換えるですとか、あるいは、使えるわけではないですけれども、遠くの方で電源を切って、それを持ってくれば持っておれるというところ

ろでありますので、そういったところを一つ一つ説明をして、「携帯電話を取り上げたりはしないよ」という認識を持っていただきたいというところで、文章にしたところでございます。

○委員C 状況によって、本当に危険な場合もあるので、そういう場合は、私たちからしたらお預かりするだけでも彼女達からしたら取り上げられるという認識になってしまうのかなと思います。だから窓口の方が携帯電話を安全に使うためには、どういう対策をすればいいかというのを知識として持つておくことが大切で、もし本当に一時保護が必要であれば、携帯を使えない理由は、「ここでこう使ってしまうと SNS アプリで共有しているから、位置情報がわかるんだよ」というところを説明すれば納得できますよね。なので、グリ下とか立ちんぼの方とかが来られて、一旦携帯をお預かりした時もその説明がきちんとできていたから、納得してうちにいらっしゃったというのもあるので、納得できる説明ができる技術が必要になってくるのかなと思います。

あと、7 番目の「同伴児童への支援」ですけれども、この「同伴児童等への支援体制の調整」は、具体的にどういうイメージで書かれているのですかね？

○事務局 こちらは庁内的な連携をイメージしておりました。具体に書けていなくて申し訳ないのですが、子育て支援課の女性相談員と同じ係にいる家庭児童相談員ですとか、あるいは子ども相談所と情報連携して、みんなで支援に当たるというようなことを書かせていただいたところでございます。

○委員C これは誰がどうのとは言いたくないのですが、性虐のお子さんがいて、女性相談員さん経由でその話をしても動きがすごく遅いです。今までだったらすぐに飛んできてくれていたのに、結構ヘビーな状況なのになぜ来ないのだろうというのも結構あって。お忙しいし、優先順位が低いのかなという風に思ってしまうのですが、この連携支援体制の調整というのが本当に具体的に子どもの安全を図れるようなものなのかな？現実今厳しい状態なのに、それが叶えられるのかなというのが率直に私思っている次第です。数件動いていただきたい案件があって、でも本当に遅くて。子どもさんは子どもさんで自分の力で回復している部分もあるのですが、やはり早急にすれば心理的ケアも受け入れて、よりスピードが上がると思って早期発見で伝えたにもかかわらず、どうしてだろう、実際来たのが1ヶ月半後。むしろ「え、行かないとだめですか？」くらいの現状があったので、ここは本当に横の連携という意味では、本庁さんが「こういうことが必要なんだよ」ということで、庁内の調整を図って

いただいて、女性相談員さんが動きやすい状況にしていただけたら本当にありがたいなという風に思いました。

あと、8番の「自立支援」の中で「DV 被害者等自立支援金の支給」と書いてあるのですが、これはそういう名称ですよね？だから別に DV じゃない人でも申請すれば、居所なしの方とか、本当に困難な問題を抱える女性の対象の女性すべてに当てはまる支給金なのでしょうか？

○事務局 そうですね。基本的には DV の方ですけども、市の方で緊急性があると認めた方には支給できるというものになっております。

○委員 C だったら DV 外してもいいのかな？困難な問題を抱える女性の方も対象としているのだったら DV とすると、「あ、それだけしかあかんね。自分は DV じゃないから無理か」となるのかなとちょっと思いました。

最後、「アフターケア」ですけども、堺市の女性相談員さんが一番、どこの市の中でもアフターケアが手厚い市だなというのを私たちは認知しているところです。でも、その手厚さをしようとする、拘束時間も本当にほぼ1日潰れるとかやはりあるので、掲げていただくのは私たちとしては非常に安心感があるのですが、実際にどこまでマンパワーとしてできるのかっていうところは感じています。

はい、以上です。すいません。

○事務局 ありがとうございます。

○座長 よろしいでしょうかね。今のご質問に関して、他の委員の皆様からのご意見があればですが、いかがでしょうか？

それでは私からですけど、最初に出た女性相談員さんの力量をアップするための SV の話というのと、市の窓口の対応がもう少し問題を持った人が相談するのに相談しやすい対応であれば、女性相談員さんが同行支援をしなくても良いということにもなるかなという風に理解したのですが。そうすると課題としたら、女性相談する力量アップというのともう1つ、広い意味でのあらゆる部署が困難な問題を抱える女性の相談を基本受ける形の力量アップかなと。力量といっても、非常に基本的なところになると思うのですが、そこが課題なのかな？それを今から書き込むというのはどうかなとも思うのですが、例えば基本目標3に「女性相談員が不在の時であっても、全て

の支援対象者にそれぞれの状況に応じた、必要な支援ができる体制を構築します」とありますけど、これはこれで女性相談員が配置されている部署の女性相談員さんじゃない方の力量アップですけど、女性がどこに来るかわからないというところがありますんで、やっぱりどこかにもう少し幅広く窓口の方々に困難な問題を抱えた女性の相談を受けやすい対応をとというようなこともおっしゃっているのかなと思い、それは1つのすごく重要な指摘かなと思った次第ですね。ただ、それぞれやるというのは非常に大変だと思うのだけれど、女性相談員さんが同行していくことは大事だけれども、どうして同行しなきゃならないかと言ったら、窓口でということになるわけだから、窓口の対応をもう少しという視点を考えていただけたらなと思った次第です。

○事務局 ありがとうございます。市役所の窓口全体の課題というところだと認識しています。女性相談員さんだけではなく、全ての窓口部署において支援対象者というか、窓口来られた方への対応というところをもう少し寄り添った形でやるとか。そういったいろんな問題を抱えているということについての知識みたいなところをつけていただくというところは、大事かなという風に思っております。敷居を低くするというところの1つなのかもしれないですけども、12ページの「(3) 適切な相談支援」の中ですね。主な取組内容の下から2つ目で、「支援対象者の状況に配慮した適切な応対に関する庁内関係部署への研修の実施」というところを掲げておりまして、全庁的に一気にレベルがぐっと上がるというのはなかなか難しいですけども、やはりその意識を持って対応していくということは非常に大事だと認識しておりますので、そういったところを取り組んでいきたいと思っております。

もう1つの課題で力量というところですね。堺市は女性相談員を人数としては多く配置させていただいておりますけれども、まさにその力量というところが相談の質を維持するというところでは非常に大事で、そののばらつきがあるというところにつきましては、研修等をしていったり、女性相談員同士で業務会議の中で高めあったりということもしております。今それで充分かというところはありませんけれども、そういったところやっていきたいと思っております。

○座長 はい、ありがとうございました。国の方でも、法律に基づく女性相談員さんが必要とする内容の要請に関するシラバスというのをこの3月31日に出していて、その中に初任者級というのと主任級というのと総括主任級で、シラバスですからそれぞれどういうものが必要かというのが得るべき技術というレベルで書かれている。そういうものが出てきていて、多分それに基づいて、国のプログラムというのは、そのうち出てくるかと思うんですけど、堺市さんの相談員さんの中には長くいらして、本当に経験のある方から、初任者の方もいらっしゃるの、国の動きに先立って、研修体

制をやっていただくと、国から出てくるようになれば、そこを頼ってもいい部分もあると思うのですが、そこまでは堺市さん独自で頑張っていたきたいという気はする。研修に関しては。

その他ございますか？ SNS のやり方とかご意見も出ていますけれど、よろしいでしょうかね？

じゃあ、私の方から、委員がおっしゃったところではないところで1件なのですが、大枠で言うと、どこということではないのですが、国の基本指針の中で、公民の協働というようなこととか、女性が持っている問題が複雑で複合化しているという書き方があって、この支援方針の内容では非常に役所の各部署も連携協働しなくちゃいけないというところ書かれているのですが、文言として「公民の協働」とか「各部署の連携協働」というのがないので、分かりやすくするためには、文言としてどこかにちゃんと書き込んでおいた方が良いのではないかという意見です。それはもうどこか考えていただけたらというのは1つ。

それからもう1つ、「(3) 適切な相談支援」というところで、主な取組内容の3つ目で「高齢者、障害者、生活困窮者等」となっているのですが、生活保護がここに入っていないのはどうしてなのかなと思います。生活困窮と生活保護は違う。生活困窮の中に生活保護を含めているのでしょうかね？でも法律的に言うと、生活困窮が後からやってきているから、生活保護が来て生活困窮っていう両方の枠があるから生活保護を入れておいた方が良いのではないかという風なことです。

○事務局 はい、検討いたします。ありがとうございます。

○座長 だいたいそんな感じなのですが。各委員はいかがでしょうか？意見は出そろったと理解してよろしいでしょうか？他の委員の意見とかをご覧になって今思いついたこととか、ぜひぜひどんなことでもいいですので、共有していただければ良いかと思いますが。

○委員B 今先生のお話の中で、公民の協働があったと思いますけれど、私もそれはすごく大事なことだと日々思っています。堺の女性相談員さんがすごく頑張ってくださっているのも関わりが多いので感じることはありますけれども、やっぱり夜間帯の動きはどうしてもできないことなので、そこを担えるのは唯一ある母子生活支援施設である私たちができることなのかなという風には感じます。私たちは児童福祉施設ですけれども、被害にあったお母さんがたくさん住まわれているところで、子ども

さんもいらっしゃるので、相談窓口を広げるというところで、役所さんの敷居が高いというのもすごくわかります。役所さんで良い対応をしてくださる方もたくさんいらっしゃいますし、そこを一人一人というのも実際できるのかな、力量も難しいなと思うところではあるのですね。子どもがいたらちょっと入ってみようかなという気持ちにもなられる方もいらっしゃると思うのです。なので、私たちができることは、やっぱり市民の方が気軽にに行ける場所が「もっともっとあるんだよ、ここにあるんだよ。」ということを知っていただいて、来ていただけるような努力というの、施設としてやっていきたいなという風に今お話聞かせていただいております。

○座長 他のご意見とかはいかがでしょうか？今の委員Bのお話を聞いていて、そこまで広げるのはどうなのかなと思いつつ。保育園とか幼稚園とか小学校、中学校、その辺の方々に対しての女性の困難の理解について知っていただく機会というのがあれば。例えば、保育所の先生方とかには、ポロッと一番出やすかったりするので、「こんな相談窓口があるんだよ」みたいなことができたら良いのかなと。ここまで枠を広げるかどうかもありますけど、ある自治体では、いわゆる本当に専門の窓口の方の教育、研修もするのだけど、困難な問題を抱える女性に現実触れている保育士さんとか地域の方々、NPO もですけど、地域に居るそういう方に困難な女性に関しての研修をやっているみたいな自治体とかもあるので、そういうことが敷居を下げやすいというのか。支援を求めるって「援助要請行動」とか言うのですが、いろんな課題があるのだけど、信頼している人から勧められると行きやすいという二段階説みたいのがあるのですよね。だからそういう方々から当事者に情報を流していただくっていう体制。直接本人たちに流すだけじゃなくて、それはすごく大事な事かなと思って、もしできるところがあれば、やっていただけたらという風に思います。

ではよろしいでしょうか？

○委員C あと1ついいですか？すみません。ちょっと戻るのですが、大事なこと言い忘れたなと思って、「適切な相談支援」の中の「ボランティア通訳等を活用した外国人支援」というのがあって、今年度、少数民族の言語、希少言語の方がいらっしゃいまして、全てにおいてなかなか上手く意思疎通を図ることができないという方で。堺市さんの枠では難しいということで、別の委託元から通訳さんを準備していただいてやっていただいたのですが、窓口にもそういう方は絶対来られると思うので、その時にすぐに対応できる何か予算枠があって、それで派遣できるようなシステムがあれば、相談しやすくなるというのも一つあるのかなと。コロナ禍が終わってから本当に外国籍の方が多くて、私も「ええ、こんなに来るんだ」ってびっくりしているところではあるのですが、母国語以外のどの言語も流暢ではない。でも翻訳アプ

りにもない言語。すごく支援が難しいなというところがあるので、その予算はご検討いただきたいなというのを今日お伝えしようと思って忘れていました。すみません。

○事務局 その点は今進めております。ありがとうございます。

○座長 ちょうど今出たところに関してなんですけど、大阪の中では国際交流センターというセンターがネットワーク大阪というのを作っているのですよね。その中にいろんなところが入っていて、多分大阪府が国際交流センター持っているのですよね。正式な名前忘れちゃったけど。そこだとそこ独自の派遣の予算があるように思います。なので、堺市さんが通訳派遣なり何なりの予算立てをしていただくというのもあるけど、大阪府全体だと多分どこでもいけるはずなので。その辺書き込むかの問題より、具体的なただの情報提供なんですけど、大阪府の通訳派遣の費用があって、さらにここは割と希少言語の方とかもやっているように思うので情報提供です。

○事務局 ありがとうございます。

○座長 はい、よろしいでしょうか？一応、約束の時間に近づきつつありますけれど、ただ、本当にもしまだ言い忘れたというようなことがあれば、ぜひ出していただきたいのですけれども、よろしいでしょうか？

○委員A ちょっと離れるかもしれないんですけど。相談の内容が、この頃少し変わってきている。と言うのは、いろんな思いでの心身的な心の病と言いますか、そういう方が非常に多いような気配がしています。医療関係を進めても「それは嫌」という感じで、やっぱり寄り添って話を聞いてほしいという分野かと思うのです。その中にDVで暴力をとるものもあるんですけど、少し気になるのは、そういった心身的な病気と言うのかな？それを相談員が少ないと言っている中で、時間をかけなくてはいけないという。本当に多いです。なので、そういうところも少し考えて入れていただけたらと思います。

○委員C 今、そのお話を受けてですけども、うちでも本当にそういう人が多くなっている。夜中も「不安でちょっと話を聞いて」と対応するとか、「一人で寝るの

がしんどいから」と言って逃亡しちゃうとか色々あります。それで確認したいことが5番の「被害回復支援」の中に現状委託で実施中という「心身の健康と回復のための心理ケア事業の実施」についてですけど、実際にそれをして効果とか見られているのかな？私もそんなに詳しく知らなかったので、どういう形で使えるのかとかは、教えていただいてもいいですか？

○事務局 はい、まず効果ですけれども、明確に科学的に効果があったというところではありませんけれども、例えばお子様もそうですけれども、最初は非常に暴力的な絵を描いていたりしたのですけれども、それが回を重ねるごとに絵の内容が変わってきたりですとか、言葉数が増えたりですとか。お母様も最初は拒否的な感じだったけれども、次第に言葉数が増えたり、話す内容も増えてきたりですとか、そういったところがあるという風に確認しております。

もう1点、方法ですけれども、堺市の女性相談員を通じて利用する形になっております。今、広く周知はできていなかったかもしれないですけれども、専門機関に委託しておりますので、そちらの方で実施するという形になっております。

○委員C これ実施してどれぐらい経つのですかね？

○事務局 具体的にいつだったかはすみません。今明確な年数が出てこないのですが、数年はやっています。

○座長 これに関してちょっと聞いてもいいですか？具体的に医療機関って、堺市はこころの健康センターとかお持ちでしたよね？そういうところが受け皿なのか、そうでなくても、はっきりどこかクリニックとか病院とか？

○事務局 実際に委託しているのは、いわゆる施設ですけれども、そこに心理士さんを置いています。そこで相談を受けています。その心理士さんの判断で、この人たちは病院の先生の判断がいるなというところでしたら、実際の精神科の先生にも繋がっております、その先生から意見を徴するというような形でやっております。

○座長 ありがとうございます。これに関して、先ほど一番初めの頃にトラウマに対しての対応ということが出ましたけれど、いわゆるトラウマインフォームドケアと

ということで、トラウマに関して理解を持って、一般の相談員が対応するという部分と、専門的な対応が必要なぐらいトラウマの影響がすごくあるというような方についての被害回復となると、本当に精神の方の支援というものの連携が必要となってきた、先ほど委員Aがおっしゃったところがここで書かれているのだろうと思うのですが。そういう方の数とか、その問題の深さというのが深まっていくとしたら、本当にこの部分で医療機関もしくはこころの健康センターというような、心に関しての支援をやっているところとの連携というのがより重要になってくるのではないかなと思って、その辺を視野に入れておく必要があるのではないかな。こころの健康センターの方で「困難な女性？」とならならないように周知は必要かなと思います。

はい、そろそろ時間ですが、各委員いかがでしょうか？よろしいですか？

よろしいようですので、大変突っ込んだ議論、ご意見、丁寧に見ていただき、ありがとうございました。これで本日の案件は全て終了いたします。懇話会の進行を再び事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 はい、座長ありがとうございました。また、委員の皆様方、長時間にわたり参考になるご意見を誠にありがとうございました。それでは次第の「2、その他」に移らせていただきます。

今後の日程ですが、今日いただいたご意見を踏まえてこの計画の修正をした後、パブリックコメント等の手続きをいたしまして、来年3月頃に第3回懇話会ということで、開催をしたいと思っております。後日、日時調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで本日の懇話会を終了いたします。皆様、長時間にわたりありがとうございました。